

富津市一般廃棄物最終処分場
排水処理方法の変更に係る
生活環境影響調査報告書

令和3年7月

富 津 市

目 次

第 1 章 変更に関する計画等	1
1-1 施設の設置者の氏名及び住所	1
1-2 施設の名称及び設置場所	1
1-3 変更する施設の種類	3
1-4 施設において処分する廃棄物の種類	3
1-5 事業計画の概要	3
1-6 公害防止対策	4
第 2 章 地域概況	6
2-1 自然的条件	6
2-2 社会的条件	10
2-3 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況	13
2-4 生活環境の状況	24
第 3 章 生活環境影響調査項目の選定	29
3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の整理	29
3-2 生活環境影響調査項目の非選定理由	30
第 4 章 総合的な評価	33

第 1 章 変更に関する計画等

1-1 施設の設置者の氏名及び住所

管理者：千葉県富津市

高橋 恭市（富津市長）

住 所：富津市下飯野 2 4 4 3

1-2 施設の名称及び設置場所

名 称：富津市一般廃棄物最終処分場

住 所：富津市新富12番地5

施設位置図を図1-1に示す。



この図は、地理院地図を加工して作成したものである。

図1-1 施設位置図

1-3 変更する施設の種類

一般廃棄物最終処分場（管理型）の排水の処理方法及び放流先の変更

1-4 施設において処分する廃棄物の種類

既存施設はすでに廃棄物の搬入は停止している。

したがって、廃棄物の種類に変更はない。

一般廃棄物（不燃性ごみ・焼却残灰）

1-5 事業計画の概要

既存施設の処理能力を、以下に示す。

なお、浸出水の場内処理は停止する計画である。

変更の時期は令和4年4月を予定している。

放流量：70m³/日（変更後：120m³/日）

	既存	変更後
計画放流量	70m ³ /日	120m ³ /日
処理方式	場内浸出水処理施設 生物処理＋凝集沈殿	pH調整の上、君津富津広域下水道組合で処理 ・標準活性汚泥法（高級処理） ・凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法 （高度処理）
放流先	雨水排水管を経て公 共用水域へ放流	下水道へ排水し下水道終末処理場にて処理後公 共用水域へ放流

1-6 公害防止対策

既存施設と埋立対象物、一日当たり廃棄物運搬車両の走行台数等に変更は生じないことから、既存施設に準ずることとする。

既存施設の公害防止対策を、以下に示す。

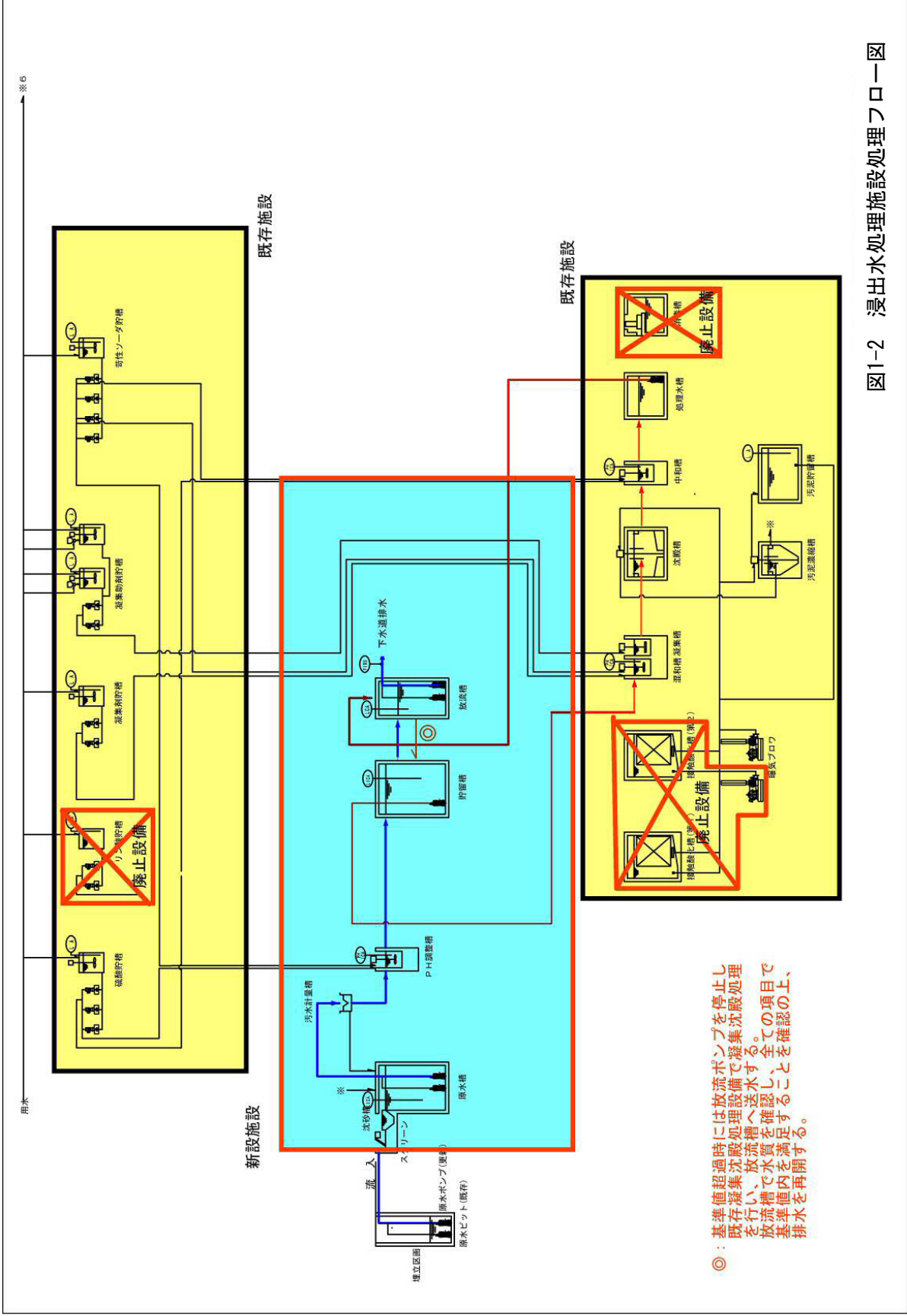
- 大気質：・強風、地面が乾くなど、粉じんが舞い上がりやすい条件が見られた場合は、散水等を行う等により飛散を防止する。
- 騒音：・騒音が発生する機械設備については、騒音の少ない機種を選定するほか、内壁に吸音材を施工することを原則とする。また、排風機等の設備には消音機を取り付けるなど必要に応じた防音対策を施す。
 - ・建設機械の使用にあたっては、点検・整備を十分に行う。
 - ・埋立機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。
 - ・土・日曜、祝日の埋立作業は行わない。
- 振動：・発生源の程度に応じ、コンクリート基礎、防振ゴム等を用いた構造とし、振動の伝搬抑制を図るものとする。
- 悪臭：・速やかに最終覆土を行い、土壌による防臭対策を講じる。
- 水質：・施設からの原水水質をモニタリングし、下水道の処理に影響を与えないようにする。

なお、下水処理量27,130m³/日に対する排出水量120m³/日は0.4%程度と極めて少量であり、下水道の除害施設設置義務基準の水質で放流することから、処理水質に与える影響は極めて軽微である。

また、本施設への廃棄物の搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。今後は、埋立完了及び廃止に向けて、以下の公害防止対策を行う。

- 大気質：・埋立作業に伴い粉塵が飛散しないよう、必要に応じて散水を行う。
- 騒音：・周辺地域は工業地帯であり、保全対象となる施設はない。しかしながら、必要以上の騒音を防止するため、埋立作業は必要最小限の重機とする。

浸出水処理フロー図を、図1-2に示す。



◎：基準値超過時には放流ポンプを停止し、既存凝集沈殿処理設備で凝集沈殿処理を行い、放流槽へ送水する。全ての項目で放流槽内を満すことを確認の上、排水を再開する。

図1-2 浸出水処理施設処理フロー図

第2章 地域概況

既存行政資料および現地踏査にて、計画地および計画地周辺の自然的、社会的状況について調査した。

2-1 自然的条件

(1) 気象

計画地最寄りの気象観測所は、木更津気象観測所（木更津市請西南）である。平成23～令和2年までの10か年平均値（月ごとの値）を表2-1に、令和2年単年の月ごとの値を表2-2に示す。

【気温の状況】

平成23～令和2年の10か年の平均気温は15.8℃、月平均最高気温の最高値は31.5℃、月平均最低気温の最低値は1.4℃である。

令和2年の平均気温は16.1℃、月平均最高気温の最高値は33.0℃、月平均最低気温の最低値は3.5℃である。

【降水量の状況】

平成23～令和2年の10か年の平均年間降水量は1,650.9mm、令和2年の年間降水量は1,772.0mmである。平成23～令和2年の10か年では10月の降水量が最も多い傾向にあるが、令和2年においては7月が最も多い。これは「令和2年7月豪雨」の影響によるものと考えられる。

【日照の状況】

平成23～令和2年の10か年の平均年間日照時間は2,011.9時間、令和2年の年間日照時間は1,172.1時間である。平成23～令和2年の10か年では5月の日照時間が最も長く、この傾向は令和2年においても同様である。

【風速の状況】

平成23～令和2年の10か年の年間平均風速は2.7m/秒である。令和2年の平均風速は2.9m/秒であり、おおよそ例年並みといえる。

表2-1 気象の状況（木更津観測所：平成23～令和2年）

項目※1 月	気温（℃）			降水量 （mm）	日照時間 （時間）	平均風速 （m/秒）
	平均					
	日平均	日最高	日最低			
1月	5.4	9.5	1.4	67.0	194.9	2.8
2月	6.1	10.4	2.2	78.0	147.7	3.0
3月	9.6	14.1	5.4	134.3	178.3	3.2
4月	14.0	18.8	9.6	125.4	182.1	3.1
5月	18.8	23.8	14.6	128.1	207.1	2.7
6月	21.4	25.8	18.2	187.4	136.6	2.4
7月	25.3	29.8	22.3	148.9	183.3	2.5
8月	26.9	31.5	23.8	93.5	201.0	2.6
9月	23.1	27.5	20.1	241.8	135.0	2.6
10月	18.1	22.0	14.8	265.7	134.3	2.7
11月	12.9	17.0	9.1	107.4	142.9	2.5
12月	7.8	11.9	3.9	73.6	168.8	2.7
年間※2	15.8	31.5	1.4	1,650.9	2,011.9	2.7

※1 各測定項目の月ごとの値は、以下の内容を示す。

気温 : 月ごとの平均気温・最高(低)気温の10年間における平均値

降水量 : 月ごとの総降水量の10年間における平均値

日照時間 : 月ごとの総日照時間の10年間における平均値

平均風速 : 月ごとの平均風速の10年間における平均値

平均値は、統計を行う対象資料が欠けている月を除外し算出している。

※2 気温及び平均風速については平均値を、降水量及び日照時間については合計値を示す。なお、いずれも算出においては統計を行う対象資料が欠けている月を除外している。

出典：「過去の気象データ検索(令和3年4月14日閲覧)」、気象庁HP

表2-2 気象の状況（木更津観測所：令和2年）

項目 月	気温（℃）			降水量 （mm）	日照時間 （時間）	平均風速 （m/秒）
	平均					
	日平均	日最高	日最低			
1月	6.8	10.3	3.5	165.0	142.9	2.5
2月	8.2	12.7	3.5	54.0	188.7)	2.9
3月	10.6	15.0	6.3	160.5	172.9	3.5
4月	12.7	17.5	7.8	207.5	202.9)	3.3
5月	18.9	23.4	15.5	89.0	171.6	2.9
6月	22.5	26.8	19.4	245.5	142.9	2.8
7月	23.9	27.4	21.4	417.5	59.0)	3.5
8月	27.9	33.0	24.5	30.0	272.2)	2.5
9月	23.7	27.7	21.1	111.0	119.3	3.0
10月	16.9	20.9	13.9	247.5	120.1	2.6
11月	13.7	18.1	9.5	16.0	149.6	2.5
12月	7.6	11.8	3.6	28.5	152.8	2.4
年間	16.1	33.0	3.5	1,772.0	1,172.1	2.9

※ 値欄の記号の説明。

) : 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

] : 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

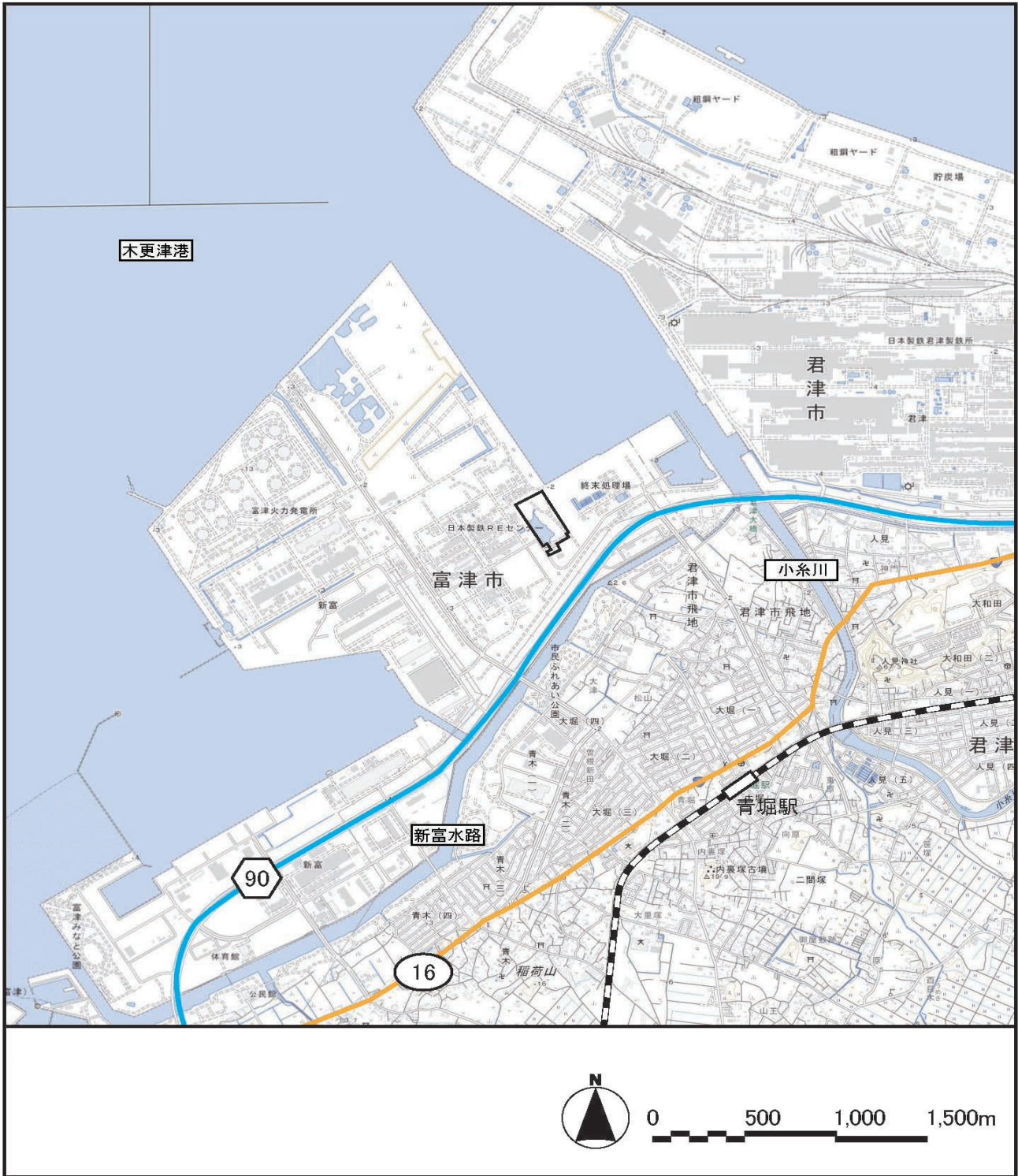
出典：「過去の気象データ検索(令和3年4月14日閲覧)」、気象庁HP

(2) 水象

計画地周辺は海面を埋め立てた埋立地である。当該埋立地は1978年から埋立工事が開始され、1985年に概ね完了し、現在の形となっている。

計画地東側には二級河川小糸川が木更津港に流入し、計画地南側には埋立地と旧陸地を分離する形で「新富水路」がある。

計画地内の地下水位は高いものの、埋立地であり、旧陸地からの連続した地下水ではなく、海水の浸透水である。



この図は、地理院地図を加工して作成したものである。

図2-1 計画地周辺の水象

2-2 社会的条件

(1) 富津市の土地利用

地目別土地面積を表2-3に示す。

令和元年度においては、山林が51.87km²、田が22.03km²、宅地が13.89km²である。また、その他が89.29km²であり、最も広い。

直近3か年では、土地面積に大きな変動はない。

表2-3 地目別土地面積

単位：km²

年度	H29	H30	R1
総数	205.53	205.53	205.53
田	22.20	22.13	22.03
畑	9.29	9.24	9.19
宅地	13.76	13.82	13.89
池沼	0.02	0.02	0.02
山林	51.91	51.88	51.87
牧場	0.44	0.44	0.44
原野	6.05	6.04	6.05
雑種地	12.65	12.66	12.75
その他	89.21	89.29	89.29

出典：「令和元年度 千葉県統計年鑑」、千葉県

(2) 都市計画

計画地は工業地域に定められている。

(3) 計画地周辺の主要施設

計画地周辺の主要施設を図2-2に示す。

計画地周辺には「市民ふれあい公園」、「人見神社」などがあり、日常的に市民に利用されている施設が存在する。

なお、生活環境上特段の配慮を要する病院や学校などは存在しない。



この図は、地理院地図を加工して作成したものである。

図2-2 計画地周辺の主要施設

(4) 富津市の人口の推移

人口の推移を表2-4および図2-3に示す。

平成27年時点での人口は45,601人、世帯数は17,634世帯である。人口は減少している一方で世帯数は増加していることから、核家族化が進んでいるといえる。

表2-4 人口の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	52,839	50,162	48,073	45,601	42,508
世帯数	16,575	16,611	17,311	17,634	17,818

出典：「国勢調査結果(平成12年～平成27年)」、総務省統計局

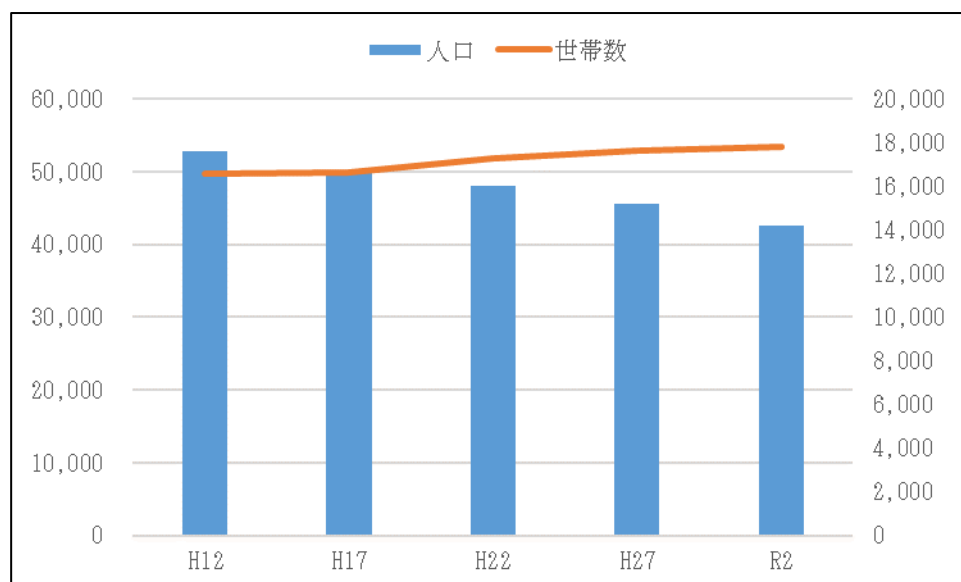


図2-3 人口および世帯数の推移

2-3 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

(1) 大気汚染

ア 環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表2-5に示すとおりである。

表2-5 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示38号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境庁告示33号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示4号）

（最終改正 平成30年11月19日 環境庁告示100号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示68号）

(2) 騒音

ア 環境基準

環境基本法では、騒音に係る環境上の条件について環境基準を設けることとしており、一般の地域については土地利用に、道路に面する地域については土地利用及び道路の車線数に応じて地域が類型指定され、それぞれの類型別に基準値を設定している。

騒音に係る環境基準は表2-6～2-7に、このうち幹線道路を担う道路に近接する空間についての特例基準は表2-8に、類型指定の状況は表2-9に示すとおりである。

表2-6 騒音に係る環境基準（一般の地域）

単位：dB

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表2-7 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表2-8 幹線交通を担う道路に近接する空間^{※1,2}の環境基準

単位：dB

基準値 (L_{Aeq})	
昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
70以下	65以下

備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

※1 「幹線交通を担う道路」：

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表す。

※2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」：

以下に示すとおり車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表2-9 地域の類型

地域の類型	地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音に係る水域の指定権限の委任に関する政令第2項の規定による環境基準の地域類型ごとの指定等」
(平成11年千葉県告示第227号)

イ 規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日 法律第98号)では、規制地域を指定し、事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音に対する規制基準並びに自動車騒音に係る許容限度を定めることとしている。

工場・事業場騒音の規制基準は、規制地域に指定された地域において、特定施設を設置する工場及び事業場(特定工場)に適用される。

騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準を表2-10に示す。

本施設は、第四種区域に該当する。

表2-10 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分		
		昼間 (8時～19時)	朝(6時～8時) 夕(19時～22時)	夜 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第二種区域	第一種住居地域、 第二種住居地域、準住居地域	55	50	45
第三種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65	60	50
第四種区域	工業地域	70	65	60
備考) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域以外の住居内に存在する学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、同表に掲げる値から5dB減じた値とする。				

出典：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」
(昭和49年千葉県告示第684号)

ウ 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表2-11に示すとおりである。

表2-11 自動車騒音に係る要請限度

単位：dB

区域区分	時間区分	
	要請限度 (L_{Aeq})	
	昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
a区域及びb区域のうち 一車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
a区域のうち 二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路 に面する区域及びc区域のうち車線を有する 道路に面する区域	75以下	70以下
備考) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。		

注) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた地域をいう。

(1) a区域：専ら住居の用に供される区域

昭和49年千葉県告示第684号に定める第一種区域

(2) b区域：主として住居の用に供される区域

昭和49年千葉県告示第684号に定める第二種区域

(3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

昭和49年千葉県告示第684号に定める第三種区域及び第四種区域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の指定」（平成12年千葉県告示第263号）

(3) 振動

ア 規制基準

工場・事業場振動の規制基準は、規制地域に指定された地域において、特定施設を設置する工場及び事業場（特定工場）に適用される。

茂原市では、さらに茂原市環境条例で「振動に係る特定施設等」を指定し、法の特設施設以外の施設についても必要な規制を行っている。

工場・事業場振動の規制基準を表2-12に示す。

本施設は第二種区域に該当する。

表2-12 特定工場等に係る振動の規制基準（茂原市）

単位：dB

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60	55
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域	65	60
備考) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内の区域における規制基準は、同表に掲げる値から5dB減じた値とする。			

出典：「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定」（昭和52年千葉県告示第778号）

イ 要請限度

道路交通振動に係る要請限度は表2-13に示すとおりである。

本施設は第二種区域に該当する。

表2-13 道路交通振動に係る要請限度

単位：dB

区域区分	時間区分	
	要請限度 (L_{Aeq}) 昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
第一種区域	65以下	60以下
第二種区域	70以下	65以下

区域の区分

(1) 第一種区域：千葉県告示第778号に定める第一種区域

(2) 第二種区域：千葉県告示第778号に定める第二種区域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間〔千葉市を除く〕」（昭和52年千葉県告示第780号）

(4) 悪臭

ア 規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)では、工場及び事業場を発生源とする悪臭を防止するため、規制地域を指定し、事業活動に伴って発生する悪臭に対し規制基準を定めることとしている。

悪臭の敷地境界線上における規制基準を表2-14に示す。

なお、対象施設及びその周辺は規制地域に該当しない。

表2-14 特定悪臭物質の種類及び規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質の種類	規制基準	特定悪臭物質の種類	規制基準
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

規制地域

茂原市：用途地域

出典：「悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の種類ごとの規制基準の設定」(昭和50年千葉県告示第456号)

「悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出の規制地域の指定」(平成3年千葉県告示第1014号)

(5)水質

ア 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護をする上で維持されることが望ましい環境基準（健康項目）は表2-15に、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は表2-16～2-17に示すとおりである。

表2-15 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準」
(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表2-16 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級, 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級, 水産1級, 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級, 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級, 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級, 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級, 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水作業を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない程度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表2-17-1 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mLとアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。

同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD (0.2 mg/L)} = 0.08 \times (b) - (a) \times f \times \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値(mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)

f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表2-17-2 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

イ 規制基準

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に定められた排水基準を表2-18～2-19に示す。

なお、本施設は「水質汚濁防止法」（昭和45年 法律第138号）に定められた特定施設に該当しないため、同法の規定は受けない。

表2-18 排水基準（1）

有害物質の種類	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
有機リン化合物（パ ^ラ チオン、メ ^ル パ ^ラ チオン、メ ^ル ピ ^リ メ ^ト ン及びEPNに限る）	1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
ひ素及びその化合物	0.1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
ほう素及びその化合物	・ 海域以外に放出する場合 50 mg/L ・ 海域に放出する場合 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200 mg/L
水素イオン濃度（水素指数）	・ 海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 ・ 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）
（最終改正 平成29年10月1日）

表2-19 排水基準（2）

有害物質の種類	基準値
生物化学的酸素要求量	60 mg/L
化学的酸素要求量	90 mg/L
浮遊物質	60 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L（日間平均60 mg/L）
燐含有量	16 mg/L（日間平均8 mg/L）
備考)	
1	「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
2	「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3	海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
4	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
5	燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」
 （昭和52年総理府・厚生省令第1号）
 （最終改正 平成 29 年 10 月 1 日）

なお、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）に基づき、基準値を10pg-TEQ/Lとする。

2-4 生活環境の状況

(1) 大気質

施設周辺の大気環境常時監視測定局は、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）である君津人見測定局及び富津下飯野測定局である。

令和元年度の目標達成状況を、表2-20～2-22に示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素においては環境基準を満足している。

一方、光化学オキシダントについて、昼間の1時間値が0.06ppm を超えた日数が34～64日と、いずれの測定局も環境基準を満足していない。

表2-20 環境基準達成状況（二酸化硫黄）

測定局名		短期的評価		長期的評価		環境基準 ^{注1)} との比較
		1時間値が0.10ppmを超えた時間数(時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数(日)	日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	
一般局	君津人見	0	0	0.007	無	○
	富津下飯野	0	0	0.006	無	○

注) 環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準達成局（日平均値の2%除外値が0.040ppm 以下で、かつ、1日平均値0.040ppm を超えた日が2日以上連続していない測定局）

出典：「令和元年度大気環境常時測定結果」、千葉県

表2-21 環境基準達成状況（二酸化窒素）

測定局名		1日平均値の年間98%値(ppm)	環境基準 ^{注1)} との比較	県環境目標値 ^{注2)} との比較
一般局	君津人見	0.032	○	○
	富津下飯野	0.028	○	○

注1) 環境基準との比較：○は環境基準達成局（1日平均値の年間98%値が0.060ppm 以下の測定局）

注2) 県環境目標値との比較：○は県環境目標値達成局（日平均値の年間98%値が0.040ppm 以下の測定局）

出典：「令和元年度大気環境常時測定結果」、千葉県

表2-22 環境基準達成状況（光化学オキシダント）

測定局名		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		環境基準 ^{注1)} との比較	時間達成率 ^{注2)} (%)
		日	時間		
一般局	君津人見	34	147	×	97.3
	富津下飯野	64	278	×	94.5

注1) 環境基準との比較：○は環境基準達成局(1時間値が0.06ppm 以下の測定局)、×は環境基準未達成局

注2) 時間達成率：(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間)×100(%)

出典：「令和元年度大気環境常時測定結果」、千葉県

浮遊粒子状物質の測定は、君津人見測定局及び富津下飯野測定局において行われている。令和元年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表2-23～2-24に示すとおり、短期的評価及び長期的評価いずれも環境基準を満足している。

表2-23 環境基準達成状況（浮遊粒子状物質（SPM））

測定局名		短期的評価		長期的評価		
		1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上連続 したことの 有無	環境基準 ^{注)} との比較
一般局	君津人見	0	0	0.039	無	○
	富津下飯野	0	0	0.039	無	○

注) 環境基準との比較：○は長期的評価による環境基準達成局（日平均値の2%除外値が0.100mg/m³以下で、かつ、日平均値0.100mg/m³を超えた日が2日以上連続していない測定局）

出典：「令和元年度大気環境常時測定結果」、千葉県

微小粒子状物質の測定は、富津下飯野測定局において行われている。

平成30年度の微小粒子状物質の測定結果は、表3.1.1-10に示すとおりであり、短期基準及び長期基準を満足しており、環境基準を達成している。

表2-24 環境基準達成状況（微小粒子状物質（PM2.5））

測定局名		短期基準 ^{注1)}	長期基準 ^{注2)}	環境基準 ^{注3)} との比較
		日平均値の 年間98%値 (μg/m ³)	年平均値 (μg/m ³)	
一般局	富津下飯野	22.7	9.5	○

注1) 短期基準：日平均値の年間98%値が35μg/m³以下

注2) 長期基準：年平均値が15μg/m³以下

注3) 環境基準との比較：○は環境基準達成局（短期基準及び長期基準の両者を達成）

出典：「令和元年度大気環境常時測定結果」、千葉県

(2) 騒音

本施設周辺で行われている道路交通騒音の調査結果を、表2-25～2-26に示す。

本施設最寄りの道路交通騒音調査地点は、市道川岸富津公園線（富津市青木3丁目1付近）と、一般国道16号（富津市青木553付近）である。

平成30年度の調査結果は、両地点とも、道路に面する地域の騒音に係る環境基準を昼間・夜間とも満足している。

また、平成30年度の道路交通騒音の面的評価結果は、評価対象の全ての住居等において、環境基準を昼間・夜間とも満足している。

表2-25 道路交通騒音の道路端調査結果

路線名	一般国道16号 (富津市青木553 付近)		県道木更津富津線 (富津市新井付近)		市道川岸富津公園線 (富津市青木3丁目1付近)	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70dB以下	65dB以下	70dB以下	65dB以下	70dB以下	65dB以下
調査結果	68dB	61dB	63dB	57dB	60dB	51dB

出典：「富津市の環境（令和元年度版）」、富津市

表2-26 道路交通騒音の道路端調査結果

路線名	住居等戸数（戸）				
	評価対象数	昼間・夜間 ともに基準 値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間 ともに基準 値超過
一般国道16号 (富津市青木553付近)	431	431	0	0	0
県道木更津富津線 (富津市新井付近)	3	3	0	0	0
市道川岸富津公園線 (富津市青木3丁目1付近)	198	198	0	0	0

出典：「富津市の環境（令和元年度版）」、富津市

(3) 振動

「令和2年度 千葉県環境白書」では道路振動実態調査結果を公表しているが、本施設周辺は測定場所に選定されていない。

(4) 悪臭

「令和2年度 千葉県環境白書」によると、令和元年度において千葉県全域で寄せられた悪臭に関する苦情件数は486件であった。
なお、本施設に関する苦情は寄せられていない。

(5) 水質

「令和元年度 千葉県環境白書」では水域別環境基準達成状況を公表している。

ア 河川の状況

本施設周辺においては、小糸川下流の人見橋が該当する。令和元年度の調査結果は表2-27に示すとおり、基準を満足している。

表2-27 水質測定結果（河川）

水系名	測定地点名	BOD75%値	環境基準(BOD75%値)	所在地
小糸川	人見橋	1.2mg/L	C類型(5mg/L以下)	君津市

出典：「令和2年度 千葉県環境白書」、千葉県

イ 海域の状況

本施設直近の調査地点は、東京湾17（君津航路）が該当する。令和元年度の調査結果は表2-28に示すとおり、基準を満足している。

表2-28 水質測定結果（海域）

測定地点名	COD75%値	環境基準(COD75%値)	所在地
東京湾17	2.5mg/L (○)	C類型(8mg/L以下)	君津航路

出典：「令和2年度 千葉県環境白書」、千葉県

なお、調査地点を図2-4に示す。



この図は、地理院地図を加工して作成したものである。

図2-4 水質調査地点

第3章 生活環境影響調査項目の選定

3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目の整理

調査項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月、環境省）第3章 最終処分場の生活環境影響調査手法」に基づき、事業特性や地域特性を勘案して選定した。

生活環境影響要因と生活環境影響調査項目を、表3-1に示す。なお、本事業においては、放流先が下水道となることから、環境への負荷が増加することはない。よって、下記調査項目は実施しないこととする。

表3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目（管理型、陸上埋立）

調査項目	生活環境影響要因		最終処分場の存在	施設（浸出水処理設備）の稼働	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目	浸出水処理設備からの処理水の放流					
大気環境	大気質	粉じん			×		
		二酸化窒素 (NO ₂)					×
		浮遊粒子状物質 (SPM)					×
	騒音	騒音レベル		×	×		×
	振動	振動レベル		×	×		×
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)				×	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	×				
		化学的酸素要求量 (COD)	×				
		全りん (T-P) 全窒素 (T-N)	×				
		ダイオキシン類	×				
		浮遊物質 (SS)	×				
		その他必要な項目	×				
	地下水	地下水の流れ		×			

×：指針では標準的な項目として選定されているが、事業特性、地域特性から除外した項目

出典：「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月）」、環境省

3-2 生活環境影響調査項目の非選定理由

生活環境影響調査を実施しない理由を、以下に示す。

大気環境

《大気質》

・埋立作業

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。既存の廃棄物の敷き均し締固めは行われるが、湿度を持った廃棄物で行うため、粉じんの発生の懸念は少ない。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

・廃棄物運搬車両の走行

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。そのため、廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化窒素並びに浮遊粒子状物質は発生しない。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

《騒音》

・施設（浸出水処理施設）の稼働

施設の稼働に伴い、騒音の発生が懸念される。

しかしながら、浸出水処理施設については機器の多くが稼働停止する予定である。そのため、施設の稼働に伴う騒音に与える影響の規模は現状より縮小すると考えられる。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

・埋立作業

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。既存の廃棄物の敷き均し締固めは行われるが、既存の重機によるものである。そのため、埋立作業時の重機の稼働に伴う騒音は現状と変更はない。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

・廃棄物運搬車両の走行

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。そのため、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音は発生しない。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

《振動》

- ・施設（浸出水処理施設）の稼働

施設の稼働に伴い、騒音の発生が懸念される。しかしながら、浸出水処理施設については機器の多くが稼働停止する予定である。そのため、施設の稼働に伴う振動に与える影響の規模は現状より縮小すると考えられる。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

- ・埋立作業

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。既存の廃棄物の敷き均し締固めは行われるが、既存の重機によるものである。そのため、埋立作業時の重機の稼働に伴う振動は現状と変更はない。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

- ・廃棄物運搬車両の走行

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。そのため、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動は発生しない。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

《悪臭》

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。速やかに敷き均し締固め、最終覆土を行うことで、特定悪臭物質濃度または臭気指数に与える影響は非常に小さいと考えられる。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

水環境

《水質》

浸出水処理施設からの放流水による、周辺水域への影響が懸念される。しかしながら、下水処理量 $27,130\text{m}^3/\text{日}$ に対する排出水量 $120\text{m}^3/\text{日}$ は0.4%程度と極めて少量であり、下水道の除害施設設置義務基準の水質で放流することから、処理水質に与える影響は極めて軽微である。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

《地下水》

本事業において地盤の掘削等を行わないことから、最終処分場の存在が地下水の流れに与える影響は非常に小さいと考えられる。

したがって、周辺的生活環境に与える影響は極めて軽微であることから、調査項目に選定しない。

第4章 総合的な評価

以下のとおり、本事業が周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

大気環境

《大気質》

- ・埋立作業

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。既存の廃棄物の敷き均し締固めは行われるが、湿度を持った廃棄物で行うため、粉じんの発生の懸念は少ない。

- ・廃棄物運搬車両の走行

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。そのため、廃棄物運搬車両の走行に伴う二酸化窒素並びに浮遊粒子状物質は発生しない。

《騒音》

- ・施設（浸出水処理施設）の稼働

施設の稼働に伴い、騒音の発生が懸念される。

しかしながら、浸出水処理施設について、機器の多くが稼働停止する予定である。そのため、施設の稼働に伴う騒音に与える影響の規模は現状より縮小すると考えられる。

- ・埋立作業

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。既存の廃棄物の敷き均し締固めは行われるが、既存の重機によるものである。そのため、埋立作業時の重機の稼働に伴う騒音は現状と変更はない。

- ・廃棄物運搬車両の走行

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。そのため、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音は発生しない。

《振動》

- ・施設（浸出水処理施設）の稼働

施設の稼働に伴い、騒音の発生が懸念される。しかしながら、浸出水処理施設について、機器の多くが稼働停止する予定である。そのため、施設の稼働に伴う振動に与える影響の規模は現状より縮小すると考えられる。

- ・埋立作業

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。既存の廃棄物の敷き均し締固めは行われるが、既存の重機によるものである。そのため、埋立作業時の重機の稼働に伴う振動は現状と変更はない。

- ・廃棄物運搬車両の走行

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。そのため、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動は発生しない。

《悪臭》

本施設への搬入はすでに停止しており、新たな廃棄物の搬入はない。速やかに敷き均し締固め、最終覆土を行うことで、特定悪臭物質濃度または臭気指数に与える影響は非常に小さいと考えられる。

水環境

《水質》

浸出水処理施設からの放流水による、周辺水域への影響が懸念される。しかしながら、下水処理量 $27,130\text{m}^3/\text{日}$ に対する排出水量 $120\text{m}^3/\text{日}$ は 0.4% 程度と極めて少量であり、下水道の除害施設設置義務基準の水質で放流することから、処理水質に与える影響は極めて軽微である。

《地下水》

本事業において地盤の掘削等を行わないことから、最終処分場の存在が地下水流れに与える影響は非常に小さいと考えられる。